

第 84 回和光市都市計画審議会

和光都市計画 変更概要

(1) 都市再開発の方針の変更について・・・・・・・・・・ 1

1. 変更の概要
2. 変更のスケジュール
3. 都市再開発方針の変更内容
 - ①基本方針
 - ②再開発を促進すべき地区の整備又は開発の方針（再開発促進地区）

(1) 都市再開発の方針の変更について

1. 変更の概要

■他の計画との整合

令和2年9月に策定した和光市第五次総合振興計画基本構想と現在改定作業中の和光市都市計画マスタープラン等、他の計画の改定に合わせた記載内容の見直しを行う。

■時点修正

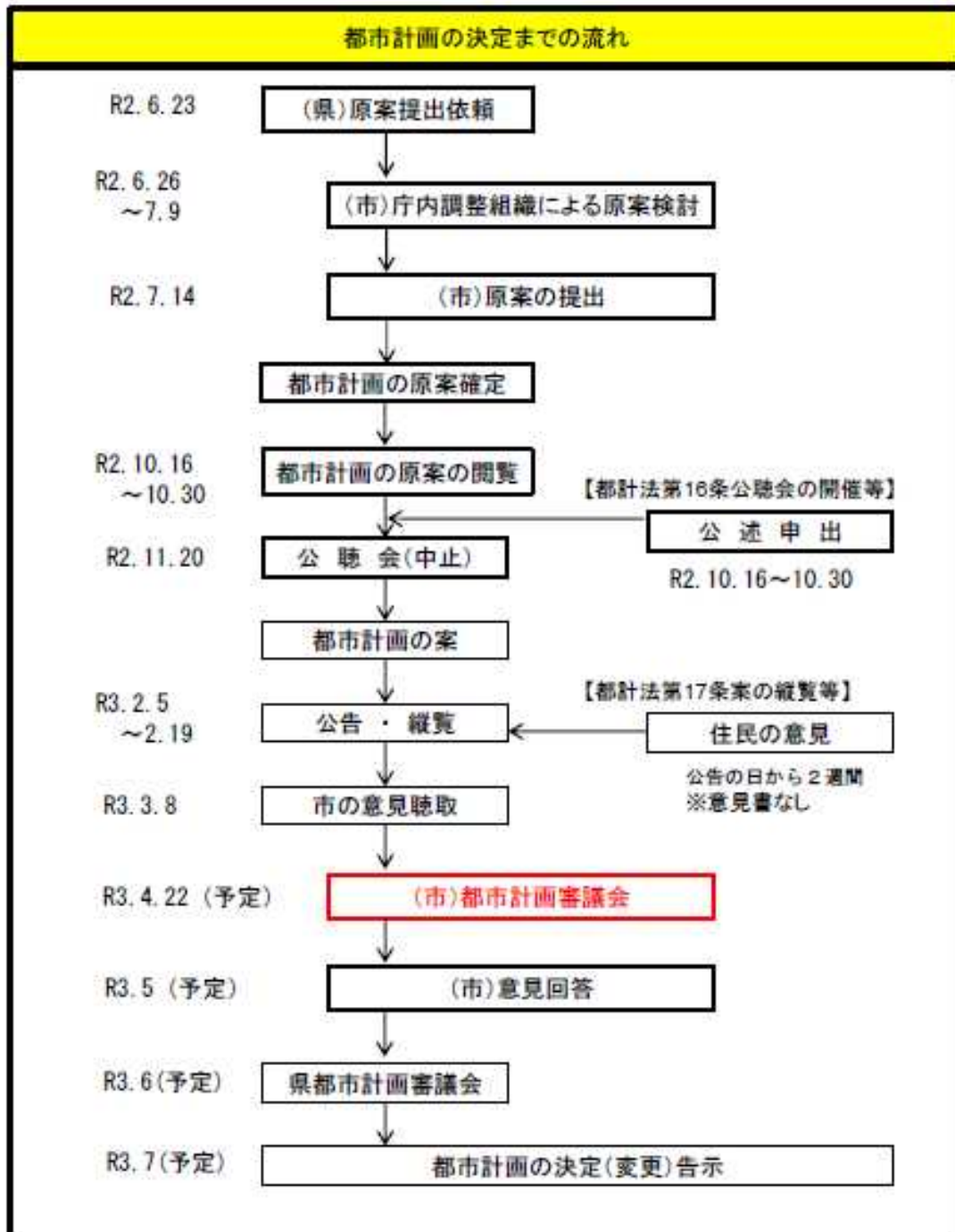
再開発方針を策定した平成10年から20年が経過しており、事業等の進捗に伴う内容等の時点修正を行う。

■再開発促進地区の拡大

和光市駅周辺の拠点性強化を目的とし、駅に隣接する東武鉄道用地を区域に含める。



2. 変更のスケジュール

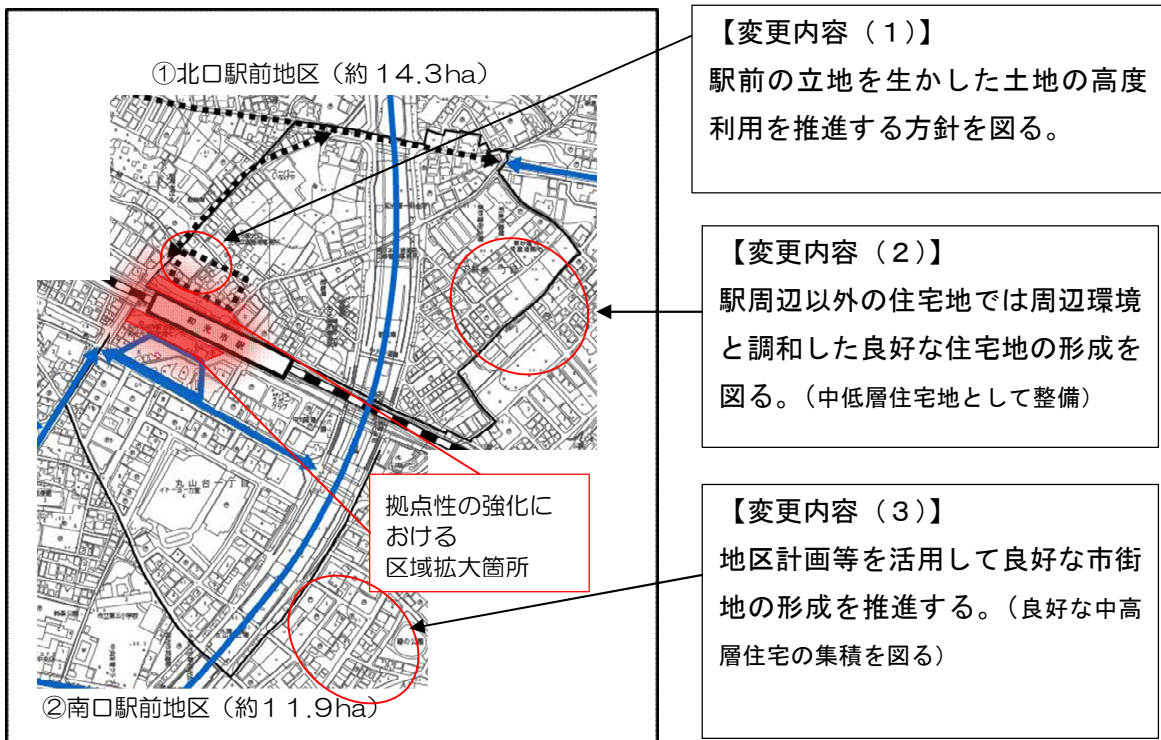


3. 都市再開発の変更内容

①基本方針

面的整備事業等を活用した総合的な市街地の再開発を推進することで、和光市駅周辺の拠点性を強化するとともに、住環境の向上により安心・安全・快適に暮らせるまちづくりを実現するため、次に掲げる事項を基本方針として都市の再開発を進める。

- (1) 都市機能の集積による市街地形成
- (2) 周辺環境と調和した良好な住宅地の形成
- (3) 市街地形成に資する都市基盤整備の推進
- (4) 市街地の防災性の向上
- (5) 多世代にも地球にも優しいまちづくりの推進



【変更内容 (4)】

安全性の高い都市構造を形成するため、狭あい道路の改善や公園等の適正配置を図る。
(防災性向上を図る)

【変更内容 (5)】

誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりのために公共交通利便性・再生可能エネルギーの有効活用による低炭素化等向上を図る。

②再開発を促進すべき地区の整備又は開発の方針（再開発促進地区）

本都市計画区域において、計画的な再開発が必要な市街地のうち、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区（再開発促進地区）」として、上位計画及び市の関連計画の方針との整合性及び事業の進捗状況等を踏まえ、再開発の必要性・効果等から整備優先度が高く重点的に整備すべき4地区について、整備又は開発の計画の概要を定める。

- ①北口駅前地区
- ②南口駅前地区
- ③丸山台東部地区
- ④中央第二谷中地区

※1：再開発促進地区の地区数は変更は無く、各地区の方針内容が変更

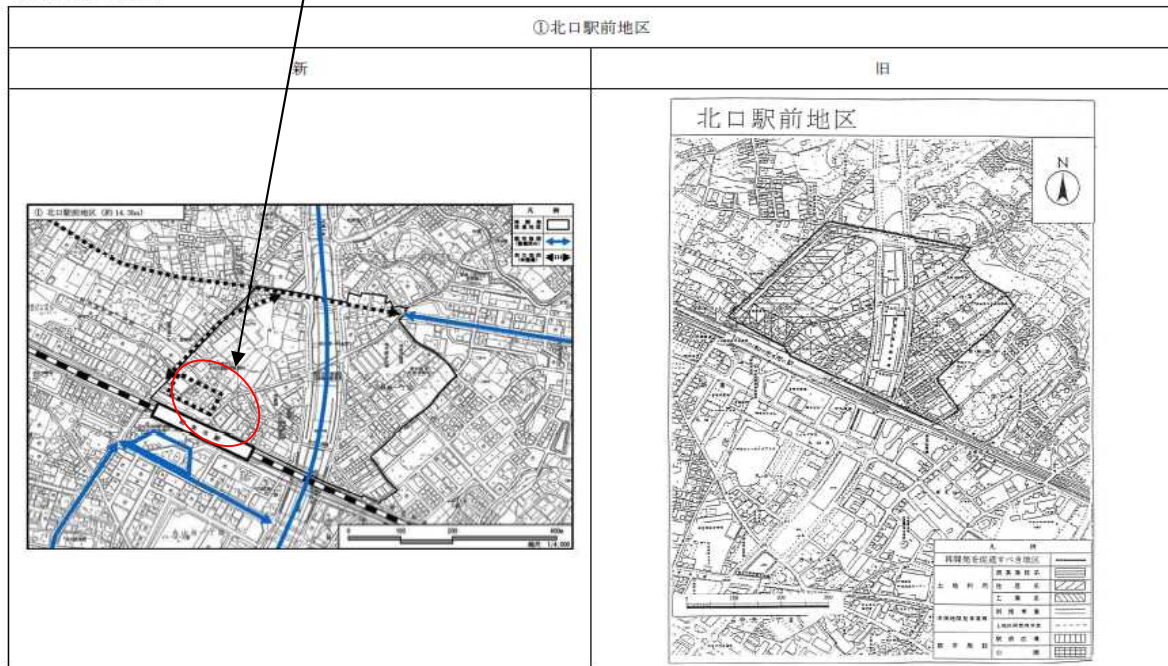
※2：全体的には、都市のバリアフリー化と緑化や再生可能エネルギーの活用等による都市の低炭素化を推進する内容が追加変更

①北口駅前地区

【主な変更内容】

1. 北口駅前地区では鉄道用地を含めた地区の見直しを実施
2. 高度利用の推進を図る

都市再開発方針附図

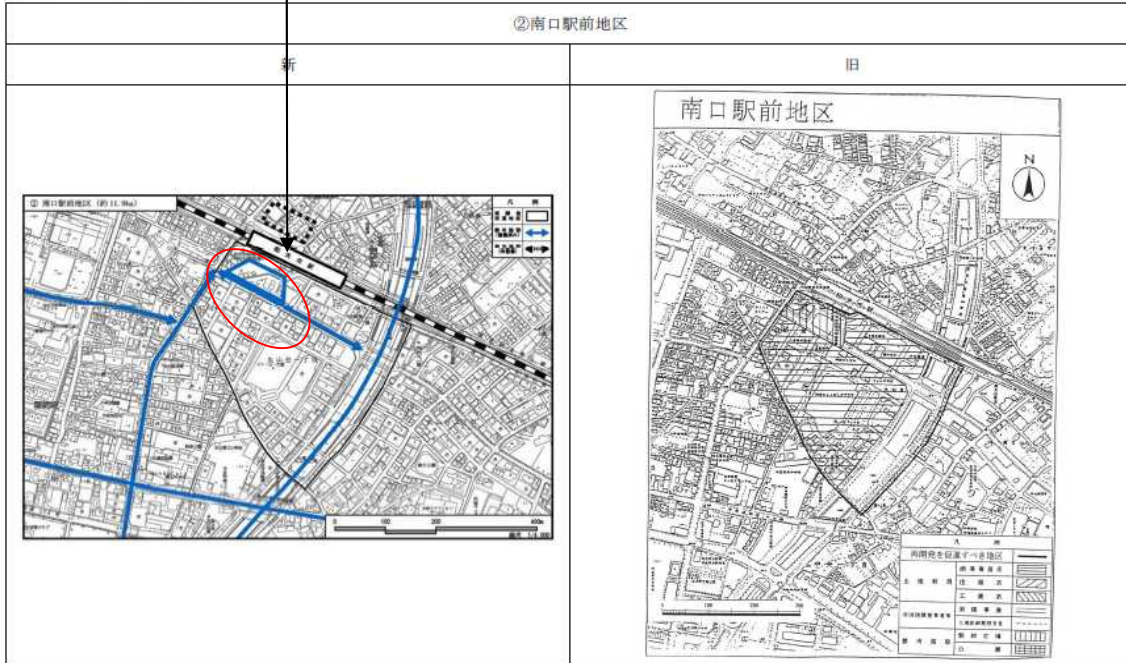


②南口駅前地区

【主な変更内容】

1. 南口駅前地区では鉄道用地を含めた地区の見直しを実施
2. 駅に隣接した利便性の高い商業施設の導入等の時点修正

都市再開発方針附図（続き）

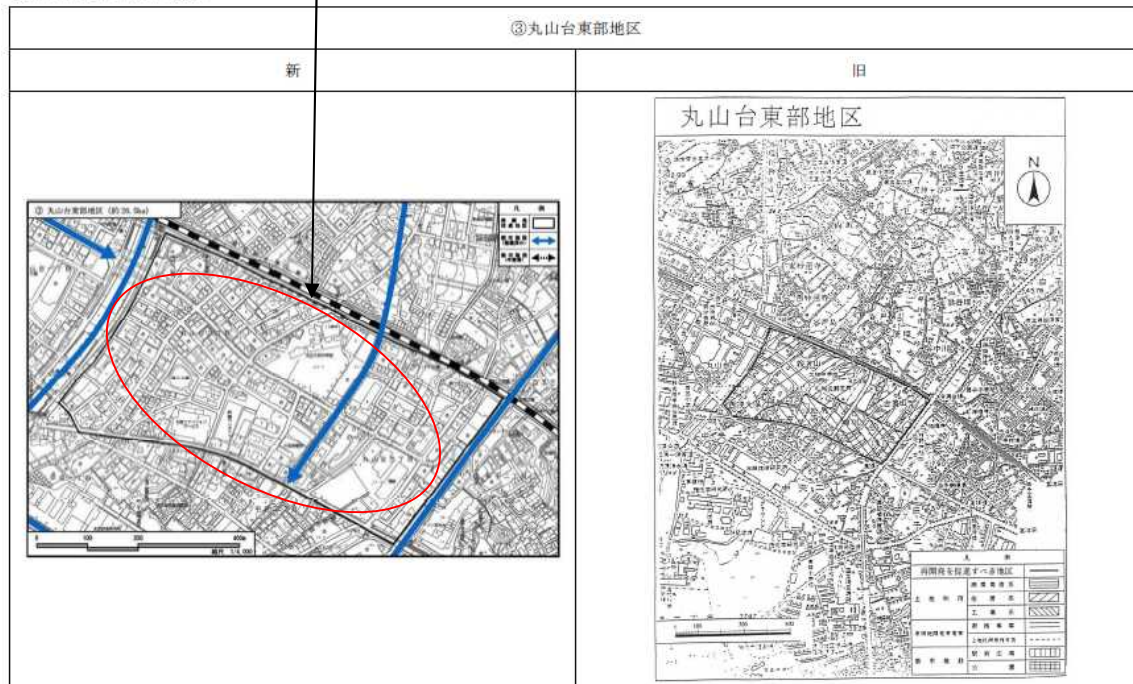


③丸山台東部地区

【主な変更内容】

1. 地区計画等により良好な中高層住宅の集積を図る
2. 土地地区画整理事業状況の時点修正

都市再開発方針附図（続き）



④中央第二谷中地区

【主な変更内容】

1. 中低層住宅地として整備を促進する方針を追加
2. 土地区画整理事業状況の時点修正

都市再開発方針附図（続き）

